

所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

所沢市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。